

## 現場代理人と主任技術者との兼任の取扱いについて

令和 7 年 2 月 1 日改正

現場代理人については、工事請負契約約款の規定により、受注者の代理人として工事現場の取締りを行い、請負契約の的確な履行を確保するため、契約工事期間中において工事現場への「常駐」が義務づけられているところですが、現場代理人の常駐義務緩和措置が認められる場合においては、現場代理人が要件を満たす別工事の主任技術者を兼任できることとしています。ただし、営業所に専任で置かれる技術者を現場代理人として配置することはできません。

なお、兼任にあたっては、兼任を予定するすべての工事の発注者から承認を得る必要がありますので、ご注意ください。

### 1 主任技術者の専任での配置を要しない工事の場合

兼任しようとするすべての工事が主任技術者の専任での配置を要しない工事であって、次の「現場代理人の常駐義務緩和措置の要件①」を満たす場合においては、現場代理人と主任技術者を兼ねることができます。

なお、主任技術者の専任での配置を要しない工事間に限り、現場代理人として配置されている工事とは別の工事の主任技術者を兼任することも認められます。

#### <現場代理人の常駐義務緩和措置の要件①>

- ア 請負金額が、4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）未満であること。
- イ 現場代理人として兼任する工事件数が、現場代理人 1 人に対して 3 件以内であること。ただし、市発注工事以外の工事と兼任する場合は 2 件までとする。
- ウ 兼任しようとする工事の全ての現場が、四国中央市内であること。
- エ 入札公告及び特記仕様書等に現場代理人の兼任を認めない旨の表記がないこと。
- オ 低入札調査の対象となる工事において、低入札価格調査が実施された工事でないこと。

### 2 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件を満たす工事の場合

兼任しようとする 1 つ以上の工事が主任技術者の専任での配置を要する工事である場合は、次の「現場代理人の常駐義務緩和措置の要件②」を満たす工事間に限り、現場代理人と主任技術者を兼ねることができます。

#### <現場代理人の常駐義務緩和措置の要件②>

- ア 1 つ以上の工事の当初又は変更後の請負金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 9,000 万円）以上であること。
- イ 兼任する工事件数が、現場代理人 1 人に対して 2 件までであること。
- ウ 兼任する工事の全ての現場間が 10 km 以内かつ四国中央市内であること。
- エ 低入札調査の対象となる工事において、低入札価格調査が実施された工事でないこと。

※ 上記の 1 と 2 を同時に適用することはできません。

※ 専任の監理技術者には、上記 1，2 は適用できません。